

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
第 1 世帯の認定 <u>問 1-50-2 世帯分離できる教育訓練施設の種類の種類</u> <u>(問) 局第 1 の 5 の (3) に基づき世帯分離できる学校として、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校は含まれると解してよい。</u> <u>(答) お見込みのとおり。その他、以下の教育訓練施設も同様に含まれる。</u> <u>1 学校教育法第 58 条第 2 項に規定する高等学校の専攻科</u> <u>2 職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校</u> <u>3 国立研究開発法人水産研究・教育機構法第 12 条第 5 号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設</u> <u>4 独立行政法人海技教育機構法第 11 条第 1 号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設</u> <u>5 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 16 条第 6 号に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設</u> 第 3 資産の活用 <u>問 3-17 保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有</u> <u>(問) 自宅から勤務先までは公共交通機関等での通勤が可能であるが、子の託児のために保育所等を利用しており、保育所等へ送迎して勤務するためには</u>	(新設) 第 3 資産の活用 <u>問 3-17 保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有</u> <u>(問) 自宅から勤務先までは公共交通機関等での通勤が可能であるが、子の託児のために保育所等を利用しており、保育所等へ送迎して勤務するためには</u>

自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難である場合には、課第 3 の 9 中の 3 に該当するものとして、通勤用自動車の保有を認めて差し支えないか。

(答) 自宅から勤務先までの交通手段が確保されている場合には、まず公共交通機関等の利用が可能な保育所等への転入所を検討すべきである。

しかしながら、課第 3 の 9 の答に示された要件に加え、当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くない場合若しくはあっても転入所が極めて困難である場合、又は転入所することが適当ではないと福祉事務所が判断する場合においては、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

第 7 最低生活費の認定

問 7-96 世帯人員別の住宅費（限度額）の認定

(問) 保護の基準別表第 3 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答) 世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者（課第 7 の 52 中の①に該当する場合を除く。）は、同

自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難である場合には、課第 3 の 9 中の 3 に該当するものとして、通勤用自動車の保有を認めて差し支えないか。

(答) 自宅から勤務先までの交通手段が確保されている場合には、まず公共交通機関等の利用が可能な保育所等への転入所や、転職による方法を検討すべきである。

しかしながら、課第 3 の 9 の答に示された要件に加え、次の要件のいずれをも満たす場合においてはお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

1 当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くないか、あっても転入所がきわめて困難であること。

2 転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められること。

第 7 最低生活費の認定

問 7-96 世帯人員別の住宅費（限度額）の認定

(問) 保護の基準別表第 3 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。

(答) 世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めな

居している場合であっても世帯人員には含めないものである。

これにより、限度額を上回る家賃となる場合であっても、分離された者により家賃負担があり、家賃が適切に納付されている等、最低生活の維持に支障がないと認められる場合には、転居指導を行わないものとして差し支えない。

問 7-96-4 住宅扶助を減額しない措置の

対象者

(問) 課第 7 の 52 及び 99 には、住宅扶助費の世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯人員に含める世帯分離されている者の要件として、「原則として 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間」と示されているところであるが、その他にどのようなものが該当するのか。

(答) 該当するものは、19 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、次に掲げる者とする。

- 1 災害その他真にやむを得ない事由により 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にあるときに大学等に入学できなかった者
- 2 高等学校等（修業年限が 3 年を超えるものに限る。）を正規の修業年限で卒業し又は修了する見込みのある者

第 9 保護の開始申請等

問 9-2 代理人による保護の申請

(問) 代理人による保護の申請は認められるか。

(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。こ

いものである。

これにより、限度額を上回る家賃となる場合であっても、分離された者により家賃負担があり、家賃が適切に納付されている等、最低生活の維持に支障がないと認められる場合には、転居指導を行わないものとして差し支えない。

(新設)

第 9 保護の開始申請等

問 9-2 代理人による保護の申請

(問) 代理人による保護の申請は認められるか。

(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。こ

のことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人が、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。

また、要保護者本人に十分な意思能力が無い場合や保護を要するにもかかわらず意思を表示できない場合については、急迫した状況にあると認めて差し支えない。

以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

のことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。

以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。